

## とくしまこども未来会議部会設置要綱

### (設置)

第1条 とくしまこども未来会議設置条例（令和6年徳島県条例第12号）第6条第1項及びとくしまこども未来会議運営要領第11条の規定に基づき、とくしまこども未来会議に別表1の左欄に掲げる部会（以下「部会」という。）を置く。

### (分掌事務)

第2条 部会の分掌事務は、別表1の中欄に掲げるとおりとする。

### (組織)

第3条 部会に属する委員は会長が指名する別表2に掲げる者（以下「部会委員」という。）をもって組織する。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長各1名を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

- 2 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (部会の招集)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会の議長は、部会長がこれに当たる。
- 3 部会長は、部会の運営上必要な場合は、部会委員以外の者を部会に出席させて、説明を求めたり、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 各部会の庶務は、別表1の右欄に掲げる課において処理する。

### (雑則)

第7条 この規定に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

#### 附則

この規定は、令和6年5月20日から施行する。

#### 附則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、令和7年7月1日から施行する。

#### 附則

この規定は、令和7年10月1日から施行する。

別表 1（第 1 条、第 2 条、第 6 条関係）

部会名	審議事項	庶務
政策戦略部会	<p>・県におけるこども・子育て支援に関する取組成果や徳島県こども計画を踏まえながら、県が重点的に取り組むべき事業について、現場目線による検討を行う</p>	こども未来政策課
児童福祉部会	<p>・「児童福祉法」「母子及び父子並びに寡婦福祉法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」等に従い、以下の事項を審議する</p> <p>(1)児童福祉、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項</p> <p>(2)児童生徒性暴力等による保育士登録取消者の再登録に係る事項について、意見を述べること</p> <p>(3)児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずるとき</p> <p>(4)認可を受けない施設の設置者に対し、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるとき</p> <p>(5)児童福祉文化財につき推薦、勧告するとき</p> <p>(6)児童福祉施設の最低基準の向上を勧告するとき</p> <p>(7)母子家庭等の福祉に関する事項</p> <p>(8)母子及び父子並びに寡婦福祉資金の継続的資金貸付者に対する貸付を止めるとき</p> <p>(9)幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項</p> <p>(10)幼保連携型認定こども園の事業の設置認可の取消しに関する事項</p> <p>(11)児童福祉法第 33 条の 15 第 1 項の規定による報告に係る事項について、意見を述べるとき（ただし、児童相談所審査部会に報告する案件を除く）</p> <p>(12)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条の 6 第 1 項の規定による報告に係る事項について、意見を述べるとき</p> <p>(13)学校教育法第 28 条第 2 項の規定において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 27 条の 6 第 1 項の規定による報告において、私立幼稚園に係る事項について意見を述べるとき</p> <p>(14)所管に係る県こども計画の見直しに関する事項を検討すること</p>	<p>こども未来政策課</p> <p>子育て応援課</p> <p>こども家庭支援課</p>
認定こども園等審査部会	<p>・「児童福祉法」「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律」等に従い、保育所の設置認可に関する事項及び幼保連携型認定こども園の設置認可に関する事項を審議する</p>	子育て応援課

部会名	審議事項	庶務
児童相談所 審査部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「児童福祉法」「児童虐待の防止等に関する法律」に従い、以下の事項を審議する</li> <li>(1)児童福祉法第27条第1項第1号から第3号までの措置若しくは第2項の措置を採る事項並びに第1項第2号若しくは第3号若しくは第2項の措置を解除、停止、変更する事項</li> <li>(2)児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析並びに児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証</li> <li>(3)児童福祉法第33条の15第1項の規定による報告に係る事項について、意見を述べる時</li> <li>(4)児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の権利の擁護に関する事項</li> <li>(5)所管に係る県子ども計画の見直しに関する事項を検討すること</li> </ul>	こども家庭支援課  こども女性相談センター
母子福祉資金 審査部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付に関する事項</li> </ul>	こども家庭支援課
里親審査部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法施行令第29条に基づき、里親として認定する事項</li> </ul>	こども家庭支援課

別表2（第3条関係）

とくしま子ども未来会議 部会委員一覧

① 政策戦略部会 委員10名

委員名	団体名等
阿部 一樹	放課後児童クラブ#スタトレ代表
小川 和子	徳島県保育事業連合会副会長
小川 千代美	渭東第一学童保育所放課後児童支援員
蒲生 美智代	NPO法人チルドリン代表理事
川邊 笑	一般社団法人うみのこてらす代表理事
佐伯 雅子	認定NPO法人徳島子ども食堂ネットワーク理事長
白桃 さと美	NPO法人徳島の子育てに伴走する会マチノワ理事長
住吉 千恵美	西部こどもの会
吉本 真菜実	NPO法人べんざいてんのお家代表理事
木村 直子	鳴門教育大学准教授

② 児童福祉部会 委員13名

委員名	団体名等
漆原 文子	徳島県社会福祉士会理事
小川 和子	徳島県保育事業連合会副会長
鏡 和博	徳島県民生委員児童委員協議会会長
上地 大三郎	徳島弁護士会弁護士
下久保 聡彦	徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会会長
西森 律身	徳島県里親会会長
藤森 敬子	徳島県母子寡婦福祉連合会会長
山口 智賢	徳島県児童養護施設協議会会長
井崎 ゆみ子	徳島大学キャンパスライフ健康支援センター教授
江口 久美子	徳島文理大学教授
木村 直子	鳴門教育大学准教授
二宮 恒夫	徳島大学名誉教授
姫田 知子	四国大学短期大学部准教授

③ 認定こども園等審査部会 委員6名

委員名	団体名等
雨宮 紀子	徳島県青年国際交流機構
漆原 文子	徳島県社会福祉士会理事
小川 和子	徳島県保育事業連合会副会長
小川 千代美	渭東第一学童保育所放課後児童支援員
下久保 聡彦	徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会会長
姫田 知子	四国大学短期大学部准教授

## ④ 児童相談所審査部会 委員 6 名

委員名	団体名等
上地 大三郎	徳島弁護士会弁護士
山口 智賢	徳島県児童養護施設協議会会長
井崎 ゆみ子	徳島大学キャンパスライフ健康支援センター教授
江口 久美子	徳島文理大学教授
木村 直子	鳴門教育大学准教授
二宮 恒夫	徳島大学名誉教授

## ⑤ 母子福祉資金審査部会 委員 5 名

委員名	団体名等
漆原 文子	徳島県社会福祉士会理事
鏡 和博	徳島県民生委員児童委員協議会会長
上地 大三郎	徳島弁護士会弁護士
藤森 敬子	徳島県母子寡婦福祉連合会会長
山口 智賢	徳島県児童養護施設協議会会長

## ⑥ 里親審査部会 委員 7 名

委員名	団体名等
小川 和子	徳島県保育事業連合会副会長
鏡 和博	徳島県民生委員児童委員協議会会長
上地 大三郎	徳島弁護士会弁護士
西森 律身	徳島県里親会会長
森脇 智秋	徳島県助産師会会長
山口 智賢	徳島県児童養護施設協議会会長
江口 久美子	徳島文理大学教授